

大仙総契－３８３
平成２８年４月１日

大仙市が発注する工事における建設業法施行令第２７条第２項による
専任の主任技術者の兼務に係る手続きについて（通知）

建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第２７条第２項に定める「二以上の建設工事を同一の専任の主任技術者が管理できる場合」の適用範囲に係る「密接な関係のある工事」及び「近接した場所」の当面の取扱いについて、市が発注する建設工事における同規定の適用及び手続きについて「別紙１」及び「別紙２」によることとし、平成２８年４月１日以降に入札の公告等を行う工事の契約から適用しますのでお知らせします。

なお、大仙市が発注する工事における配置予定技術者の特例措置の試行について（平成２６年４月１日付け大仙総契－５２３）は廃止します。

担当　：　総務部契約検査課入札契約班
建設部都市管理課建設技術班

大仙市が発注する工事における建設業法施行令第 27 条第 2 項
の適用に関する取扱いについて

平成 28 年 4 月 1 日
総務部契約検査課
建設部都市管理課

大仙市が発注する工事（以下「市工事」という。）における建設業法施行令（昭和 31 年政令第 27 3 号。以下「施行令」という。）第 27 条第 2 項の適用は、以下のとおり取り扱うものとする。

1. 専任の主任技術者の兼務を認める市工事の範囲

・専任の主任技術者の兼務を認める工事

下記①から③に該当しない専任の主任技術者を配置又は配置予定の工事

・専任の主任技術者の兼務を認めない工事

- ① 低入札価格調査を経て契約締結した又は締結しようとする工事（低入札受注工事）
- ② 大仙市特定建設工事共同企業体工事請負実施要綱（平成 17 年 3 月 22 日訓令第 83 号）に基づく共同企業体が施工する工事（JV 施工工事）
- ③ 上記①、②以外で、工事内容及び施工管理の難易度並びに工事現場の地理的状況に鑑み、発注者が主任技術者の兼務を認めないと判断する工事

2. 市工事に配置される専任の主任技術者の兼務を認める他工事の要件

市工事に配置又は配置予定の専任の主任技術者が兼務することを認める他の工事（以下「他工事」という。）は、次の①から③全ての要件に該当する工事とする。

- ① 市が発注する他の工事、及び国、県が発注する公共工事
- ② 配置技術者の資格者要件が市工事と同一である工事
- ③ 他工事が主任技術者の専任が必要とされる工事である場合は、当該他工事の発注者が市工事との主任技術者の兼務を認めている工事

3. 施行令第 27 条第 2 項の適用に係る判断基準等

- ① 同一の主任技術者が兼務できる市工事と他工事は合わせて 2 件とする。
- ② 自動車で通行可能な経路による相互の距離が 10 km 程度以内の工事現場であること。
- ③ 工作物に一体性又は連続性が認められる工事、若しくは施工にあたり相互の調整を要する工事であること。
- ④ 適用対象となる工事の例
 - ・ 工事現場相互の間隔が 10 km 程度にある同種の土木工作物を対象とする工事（県道改築工事と市道舗装工事等）

- ・ 工事現場が隣接する土木工事（道路（橋梁）工事と河川改修工事等）
- ・ 同一敷地内にある建物の建築工事又は設備工事
- ・ 工程調整や安全確保のための調整を要する工事等（相互に土量配分計画の調整を要する工事、工事道路の共有、資材の一括調達、同一の下請け業者による施工により相互に工程調整を要する工事等）

4. 主任技術者が現場代理人を兼ねる場合の取扱いについて

当取扱いにより、同一の専任の主任技術者が管理することを認めた工事で主任技術者が現場代理人を兼ねる場合は、同一で配置できるものとする。この場合、同一の現場代理人を配置できる件数は、他の規定によらず2件までとする。

5. その他

この通知で定める以外の主任技術者の専任配置等に関する事項については、工事現場における技術者等の配置について（平成28年4月1日施行）によるものとする。

6. 適用期日

平成28年4月1日以降に入札の公告等を行う工事の契約から適用する。

大仙市が発注する工事における建設業法施行令第 27 条第 2 項による
専任の主任技術者の兼務に係る手続きについて（当面の扱い）

平成 28 年 4 月 1 日
総務部契約検査課
建設部都市管理課

大仙市が発注する工事（以下「市工事」という。）に配置又は配置予定の専任の主任技術者を、別紙 1「大仙市が発注する工事における建設業法施行令第 27 条第 2 項の適用に関する取扱いについて」により他の工事に兼務しようとする場合の手続きについては、当面の間、以下のとおり取り扱うものとする。

1 施行中の市工事

- ① 施工中の市工事に配置されている専任の主任技術者を他工事へ兼務させようとする受注者は、事前に別添様式 1 により専任の主任技術者の兼務に係る承認申請を施工中の工事の監督員が所属する部署（以下「発注担当課」という。）に提出するものとする。
- ② 申請を受けた発注担当課は、速やかに大仙市総務部契約検査課（以下「契約検査課」という。）に申請内容の報告を行い、別紙 1 に記載する基準等に従い専任の主任技術者の兼務を承認するか否かを判断し、その結果を申請書に記載するとともに、当該申請書の写しを受注者に交付するものとする。
- ③ 上記②により専任の主任技術者の他工事との兼務を承認された受注者は、他工事への兼務が決定した時は、速やかに発注担当課に報告するものとする。

2 入札参加予定の市工事

- ① 他工事に配置又は配置予定の主任技術者を、入札の対象となる市工事（以下「入札対象工事」という。）に配置予定の専任の主任技術者としてしようとする入札参加予定者は、別紙 1 に記載する基準等で兼務を認める市工事であるか否かを契約検査課に照会するものとする。
- ② 上記①の照会のあった場合、契約検査課は、別紙 1 に記載する基準等に従い専任の主任技術者の兼務を認める市工事であるか否かについて判断し回答するものとする。なお、兼務を認める工事であると回答した市工事においても、入札の結果、低入札価格調査を経て契約する場合は兼務を認めないものとする。
- ③ 他工事に配置している主任技術者を入札対象工事に配置予定の専任の主任技術者としてしようとする入札参加者は、大仙市建設工事条件付き一般競争入札実施要綱様式第 4 号「配置予定技術者の現況」（以下「様式 4 号」という。）の「本工事に従事できると判断する理由」欄に『建設業法施

行令第27条第2項による兼務（詳細は別紙）』と記入（記載例参照）し、別添様式2に必要事項を記入のうえ添付するものとする。

- ④ 上記②において、他工事に配置している主任技術者が専任の主任技術者の場合は、入札参加者は、市工事に配置予定の専任の主任技術者とすることを事前に当該他工事の発注者から承認を得るものとする。
- ⑤ 同時期に入札中の他工事に配置予定の主任技術者を入札対象工事に配置予定の専任の主任技術者としようとする入札参加者は、様式第4号「本工事に従事できると判断する理由」欄に上記③と同様に記載するものとする。この場合、「現在従事している建設工事の有無」欄には『無（入札中）』と記入するものとする。（記載例参照）
- ⑥ 落札候補者が上記③又は⑤により様式第4号に市工事に配置予定の専任の主任技術者を他工事との兼務する旨の記載があった場合は、大仙市入札契約資格等審査委員会において、別紙1に記載する基準等に従い専任の主任技術者の兼務を認め得るか否かを判断した上で、入札参加資格の審議を行うものとする。
また、上記④に該当する場合、大仙市契約検査課は、当該落札候補者が他工事に専任で配置される技術者を市工事に兼務させることの承認を得ていることを当該他工事の発注者に確認のうえ落札決定を行うものとする。
- ⑦ 他工事に配置又は配置予定の主任技術者を入札対象工事に配置予定の専任の主任技術者とした落札者は、当該技術者を入札対象工事に配置する場合、当該他工事の発注者の手続きに従い承認を受けるものとする。

専任の主任技術者の兼務に係る承認申請について

平成 年 月 日

大仙市長 栗林 次美 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

下記のとおり、施工中の貴発注工事に配置している専任の主任技術者が、建設業法施行令第27条第2項の規定により他の工事と兼務したいので承認申請します。

記

主任技術者の氏名			
施工中の工事	工事名		
	工事場所		主任技術者の配置資格
兼務しようとする他工事	工事名		
	工事場所		請負金額
	工期	平成 年 月 日 ~	平成 年 月 日
	専任・非専任の区分		主任技術者の配置資格
	工事内容の概要		
	発注者所属(担当課所)		発注者担当者職氏名
	電話番号		FAX番号
2件の工事の関係	1 2件の工事の対象工作物の一体性又は連続性がある。 (内容:) 2 2件の工事の施工にあたり相互に調整を要する。 (内容:) ※ 上記1又は2の該当するものに○を付け、内容を簡潔に記入すること。		

添付資料 : 2件の工事現場間の自動車で行き可能な経路及びその距離を示す経路図

以下、市使用欄

【別紙1に記載する基準等の確認】

判断基準1 施行中の工事について		
施工中の工事が次のいずれにも該当しないこと	該当	非該当
①低入札受注工事		
②JV施工工事		
③工事内容及び施工管理の難易度、工事現場の地理的状況に鑑み、発注者が主任技術者の兼務を認めないと判断する工事		

判断基準1の③を該当とした理由:

いずれかに○があれば承認しない。無ければ判断基準2へ

判断基準2 兼務しようとする他工事(以下「他工事」という。)について		
他工事が次の全てに該当すること	該当	非該当
①市、国、県が発注する公共工事		
②配置技術者の資格者要件が市工事と同一である工事		
③他工事における主任技術者の専任・非専任の区分	非専任	専任の場合
	他工事の発注者が兼務を認めるか否か	
	認める	認めない

いずれかに○があれば承認しない。無ければ判断基準3へ

判断基準3 建設業法施行令(以下「施行令」という。)第27条第2項の適用について		
施行令第27条第2項の適用にあたり、次の全てに該当すること	該当	非該当
①当該主任技術者が兼務する工事が2件までであること		
②自動車で行き可能な経路による相互の距離が10km程度以内		
③工作物に一体性又は連続性がある工事、若しくは施工にあたり相互の調整を要する工事であること		

判断基準3の③を非該当とした理由:

いずれかに○があれば承認しない。無ければ承認

申請のあった他工事との兼務について承認 します ・ しません

大仙市長 栗林 次美

※いずれかを消す

総括監督員	主任監督員	監督員

本工事に従事できると判断した理由(別紙)

平成 年 月 日

大仙市長 栗林 次美 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

入札参加資格確認申請書に添付した様式第4号において、本工事に従事できると判断する理由とした「建設業法施行令第27条第2項による兼務」の内容は下記のとおりです。

記

主任技術者の氏名			
本工事	工事名		
	工事場所		主任技術者の配置資格
兼務しようとする他工事	工事名		
	工事場所		請負金額
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
	専任・非専任の区分		主任技術者の配置資格
	工事内容の概要		
	発注者所属(担当課所)		発注者担当者職氏名
	電話番号		FAX番号
2件の工事の関係	1 2件の工事の対象工作物の一体性又は連続性がある。 (内容:) 2 2件の工事の施工にあたり相互に調整を要する。 (内容:) ※ 上記1又は2の該当するものに○を付け、内容を簡潔に記入すること。		

添付資料 : 2件の工事現場間の自動車で行き可能な経路及びその距離を示す経路図

以下、市使用欄

【別紙1に記載する基準等の確認】

判断基準1 施行中の工事について		
施工中の工事が次のいずれにも該当しないこと	該当	非該当
①低入札受注工事		
②JV施工工事		
③工事内容及び施工管理の難易度、工事現場の地理的状況に鑑み、発注者が主任技術者の兼務を認めないと判断する工事		

判断基準1の③を該当とした理由:

いずれかに○があれば認められない。無ければ判断基準2へ

判断基準2 兼務しようとする他工事(以下「他工事」という。)について		
他工事が次の全てに該当すること	該当	非該当
①市、国、県が発注する公共工事		
②配置技術者の資格者要件が市工事と同一である工事		
③他工事における主任技術者の専任・非専任の区分	非専任	専任の場合
	他工事の発注者が兼務を認めるか否か	
	認める	認めない

いずれかに○があれば認められない。無ければ判断基準3へ

判断基準3 建設業法施行令(以下「施行令」という。)第27条第2項の適用について		
施行令第27条第2項の適用にあたり、次の全てに該当すること	該当	非該当
①当該主任技術者が兼務する工事が2件までであること		
②自動車で行き可能な経路による相互の距離が10km程度以内		
③工作物に一体性又は連続性がある工事、若しくは施工にあたり相互の調整を要する工事であること		

判断基準3の③を非該当とした理由:

いずれかに○があれば認められない。無ければ認められる

施行令第27条第2項による兼務を認め得ると判断 します・しません
※いずれかを消す
 大仙市入札契約資格等審査委員長 久米 正雄

契約検査課長	班 長	担 当

